別記様式第11の4（第21条関係）　（裏面）

注　意　事　項

1　この申請書は、再就職手当の受給に係る就職日から起算して6ヵ月に至った日の翌日から起算して2ヵ月以内に、原則として、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所の長に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないので注意すること。

2　この申請書は、受給資格者証を添えること。

3　申請者にあっては1欄から3欄まで及び9欄、当該申請者を雇用した事業主にあっては4欄から8欄までをそれぞれ記載すること。ただし、1欄から3欄までは、再就職手当の支給申請時から変更がない場合は記載を省略することができる。

4　申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。

5　申請書の記載について

(1)　申請者の記載事項

9欄の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

(2)　事業主の記載事項

ア　5欄は、再就職手当の受給に係る就職日から6ヵ月に至った時点における一週間の所定労働時間を記載すること。

イ　6欄は、事業主が求人の申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額(月額)を記載すること。

ウ　7欄は、再就職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日（賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。）まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。

エ　8欄において、4欄から7欄までの記載事項の証明を行うこと。

6　事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。

公共職業安定所記載欄

附　則

（施行期日）

1　この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の別記様式第一、別記様式第二、別記様式第三（その一）、別記様式第三（その二）、別記様式第六、別記様式第七、別記様式第八、別記様式第九、別記様式第十の二、別記様式第十一、別記様式第十一の三、別記様式第十二は、当分の間、従前の様式のものによることができる。

○総務省令第一号

財務省令第一号

地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二条第四項、第十七条第四項、第二十一条第四項及び第二十八条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第二百九十七号）第十四条第二項の規定に基づき、地方財政法施行令第二条第四項、第十七条第四項、第二十一条第四項及び第二十八条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十四条第二項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

財務大臣　麻生　太郎

地方財政法施行令第二条第四項、第十七条第四項、第二十一条第四項及び第二十八条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十四条第二項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令の一部を改正する省令

地方財政法施行令第二条第四項、第十七条第四項、第二十一条第四項及び第二十八条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十四条第二項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令（平成十八年総務省財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第三項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、「平成二十一年度から平成二十五年度までの間」を「平成二十六年度及び平成二十七年度」に改め、同項を附則第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　平成二十八年度におけるこの省令の適用については、「第二十八条第三項並びに附則第三条第四項」とあるのは「第二十八条第二項並びに附則第三条第三項」と、「第三項から第五項まで」とあるのは「第三項から第五項まで並びに附則第三十三条の五の七第二項」とする。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行し、平成二十六年度の地方債から適用する。

○総務省令第二号

財務省令第二号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十二条の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

財務大臣　麻生　太郎

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第四号中「第九条の七第二十七項」を「第九条の七第二十九項」に、「第四十八条の十三第二十八項」を「第四十八条の十三第三十項」に改める。

第十七条第三項中「第十一条及び第十六条第一項」を「第十条の二、第十一条並びに第十六条第一項及び第三項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十条第四号の改正規定は、平成二十六年十月一日から施行する。